

コンドルセ—平等と貧困のアンチノミーを超えて

野原慎司<sup>1</sup>

I はじめに

フランス革命期、平等を理念としたこともあり、それ以前から課題化していた貧困はますます放置できない問題となっていた。他方で、コンドルセが影響を受けたチュルゴやスミスの経済学は不平等は社会の経済的繁栄にとって不可分とした。フランス革命後の平等の重視は経済学にどのような影響を与えたのか。本報告では、コンドルセの検討を通じて、平等と経済学の関係の問題を考察する。

II フランス革命前後の救貧対策

フランス革命前の救貧対策についてまず述べると、1、物乞いや浮浪者のみならず、老人も病人も捨て子も障害者も一緒くたにして受け入れる国が管理する総合救済院、2、各自治体の救貧施設、3、宗教団体が運営する慈善事業、4、教区民による相互扶助的救貧活動からなっていた(林 1999, 26-55)。総合救済院でも修道女が慈善活動を担うなど宗教者の果たす救貧に果たす役割は大きかった。だが、18世紀後半から、相次ぐ飢饉や不況などの影響で貧窮者が増加しており、かつ貧窮者がパリをはじめ都市に大量に移動して地域扶助の網からこぼれ、貧窮者対策は重大な社会問題化していた。

さらにフランス革命後、1789年11月には、教会財産の国有化（およびそれを担保とした債券アシニャの発行）が決定され、教会中心の慈善事業策では対処できなくなった。かつ、各種ギルド組織の廃止にともない、それらギルドが果たしていた相互扶助機能もまた果たせなくなった。王侯貴族の奢侈品製造業者も失業した。

こうして、フランス革命後、貧者をどう救済するかが改めて問題となり、1790年1月には救貧委員会 *Comité pour l'extinction de la mendicité* が組織され、その後一年半をかけて調査が行われた(ibid., 572-573)。その報告書によると、総人口は26,288,887人である。「貧者、すなわち扶助を必要とする個人」は3,207,073人、であり、「14歳未満の貧困児童」は1,886,935人、「障害者および老人」は804,775人であり、「健康な貧者」は515,363人としている(Block & Tueteu 1911, 572-573)。

この委員会は、有名な生存権の宣言を行ったその計画書（1790年1月）において、

すべての人間は生計にたいする権利をもつ。あらゆる社会の基本であり、人間の権利の宣言のなかでそれにふわさしい位置を要求するのが当然であるこの根本的真理が、委員会にとって、物乞いを消滅させようとするあらゆる法、あらゆる制度の基礎でなければならない。このように各人はその生計にたいする権利を有しているのだから、社会は、それにこと欠くすべての成員に生活の糧を供給しなければならない(ibid., 310/訳 214)。

<sup>1</sup> 東京大学大学院経済学研究科講師 novaraheidenroslein@gmail.com

と宣言している。このように、教会や地域の相互扶助ではなく、公的な福祉制度の構築の必要性を宣言した。なお、ここに見られる生存権思想は、ルソー『社会契約論』に淵源があると指摘されている(Imbert 1990, 145)。ただ、貧窮者の救済の中心は依然として国家が管理する総合救済院が担っていた。問題となったのは、それが本当に貧者救済にどこまで役に立っているのか、無駄で不合理な支出がないかどうかであり、それらの点も救貧委員会が厳しく調査することになった(Forrest 1981, 35)。特に問題とされたのは、既存の救済院が怠惰を助長してはいないかという点であった。救貧委員会は、働けるのに働かない人を強制的に矯正院送りにすることを提言した。他方で、労働可能な貧民の貧窮の原因は、求職者数と求人数の間のギャップにあり、労働を与えることが彼らの貧窮への対策となると主張された。実際に、革命後、授産事業が行われた。貧窮者に職を与えるための土木作業所や糸紡ぎ作業所が設けられ、人々が殺到した(林 1999, 99-112)。

### III コンドルセにおける貧困と経済学

このような革命後の流れに対して、コンドルセはどのような立場をとったのか。

そもそも、コンドルセは、貧困の解消問題についてどう捉えていたのか。まず、1788年の著作を検討しよう。もし上位階級に知識があるが、他の階級は無知という状態ならば、一つの国民は分断状態となろう。それは主人の国民と奴隷の国民の存在を意味している。このように下位の者を他者に依存させることのみがここでの問題なのである。分業は貧者にとって愚劣さの源泉となっていることはすでに言われてきた。それを救うには公的教育しかない。技芸における教育なき進歩は人類の完成の障害である(ここで、コンドルセはスミス『国富論』を参照せよと述べる)。なぜなら、貧しい階級が永遠に愚劣な状態のままならば、富める階級は知を進歩させさせない。知識が少数の人のものに留まれば留まるほど、学問の誤りや誤謬が知識の輝きを保てなくすることが危惧されるであろう(Condorcet 1788, 475-477)。知識と開明の全面的普及というコンドルセのヴィジョンから、フランス革命直前にすでに、貧困撲滅の必要性は捉えられていたのである。

では、貧困の原因は何か。コンドルセは、自活することが難しい人の数を増加させるのは、次の4原因によるという。第1に、一握りの人に財産が蓄積されていることである。これは不平等な租税、公債や徴税など国家の誤操作による金融階級の出現、誤った法律による産業・商業の特定者への集中、等の結果である。この不平等の結果として土地や資本のない家族が多くなるが、それらの家族は些細な出来事で困窮に陥る(ibid., 453)。

第2には、十分な所得の不足である。その原因は、三つの原因がある。第1に、雇用主と求職者の間に存在すべき競争の抑制である。第2に、担税能力に応じない租税、第3に、生存資料の取引の自由の欠如による価格変動の増加である。後者については、チュルゴが財務総監の時代の穀物取引の自由化は、巷間言われるように混乱の原因ではなく、それ以前の自由の長期間の欠如による害悪が自由化後も長引き持続していることによる(ibid., 453-454)。チュルゴの時代の穀物取引の自由化は、飢饉とあいまって食糧不足と暴動を引き起こしたが、その原因は穀物取引自由化策にあるのではなく、取引に自由が欠如していた自由化以前の制

度の残存によるのだと主張していた<sup>2</sup>。チュルゴによる穀物取引の自由化の試みの失敗後、「重農学派は解体し穀物取引の統制が復活した。統制は大革命まで存続した。一七七六年当時スミスは、穀物の「自然的自由」のただひとりの唱道者となっていたのである」と現代の研究では主張されている(Hont & Ignatieff 1983, 18/訳, 22)。彼による穀物取引の自由化の支持は、一時的な政策の問題ではなく、彼の一貫した経済社会認識に背景があったと言える。

貧困の第3の原因は、徴税請負人の過度の徴税に見られるような抑圧的体制による人々の存在である。第4の原因は、都市労働者の過密による失業である。(Condorcet 1788, 454)。

これらは、すべて悪い制度に由来する貧困である。ただ、機械の採用による失業や、手工業の手順の単純化・効率化による一部の人の失業も生じるだろうが、それらは一時的なものであり、手工業のさらなる進歩に伴って別の雇用機会が生じるだろう(ibid., 458-460)。貧困は、その原因となる法律の変更により、打破が可能である。浮浪者を犯罪者と一緒くたにして強制労働施設に入れる現在の制度は誤りであり、物乞いが怠惰だからといって収容してはいけない(ibid., 461-467)。ただし、障害者や病人や遺棄児童には特別の配慮・施設が必要であるが、労働可能な貧者の貧困は法制度の改正により対処可能だとコンドルセは主張する。このように、明瞭に生存権を肯定したか否定したかは定かではないものの、あまねく人々の生存権を実質的に保障する必要性をコンドルセは認める。ただし、働ける労働者に対して、直接労働を提供するような、市場への直接介入を認めず、あくまで市場メカニズム主体で貧困対策は発想されている。

救貧委員会が主張するような職を求める貧困者への労働の提供は不必要であり、自然的自由が確立されれば、失業はなくなるとの考えにコンドルセは立っている。これは『国富論』の経済学をベースとしたのであろうが、スミスは自然的自由が確立されれば失業がなくなるとまでは言っていない。コンドルセは、スミスの経済学の原理の大胆な抽象化・一般化を行ったのである(それをある意味で曲解したとも言える)。すなわち、自然的自由のもとでは、需要と供給が均衡し、労働力の需給も一致するとの考えである<sup>3</sup>。

コンドルセの市場観は、革命後も変化がなかった。1791年末からのアシニャ貨幣の乱発による物価騰貴と、それに伴う穀物の公定価格制定を求める民衆暴動に対して、1792年に、国内取引による流通でもって、一時的・地域的な食糧の不足を解消することは可能だとした。自由な商業のみが、穀物の欲求があるところに穀物を届ける需給調整を可能にする。穀物価格は一般賃金の価格に基づいている。自由化による穀物価格の安定は、生活の安定につながる

---

<sup>2</sup> なお、安藤 2007 (第2章) では、チュルゴの穀物取引自由化をめぐる論争(この改革それ自体については、著者は重農主義とグルネ双方の重要性を指摘する)が、「公論の政治的創出」に果たした役割が指摘されている。加えて、安藤 1989 では、スミスの同感理論のコンドルセの社会観への影響を指摘する。本報告が取り扱うのは、スミスの経済学のコンドルセにおける(曲解しての)使用である。

<sup>3</sup> なお、コンドルセにおける不平等と貧困の撲滅の問題については、Stedman Jones 2004, Chap. I.を参照せよ。ただし、この著者は、マンデヴィルの欲望の解放というスミスの「商業社会」のヴィジョンの、コンドルセにおけるラディカル化された活用という視点をとっており、本報告におけるような、市場の経済学原理の一般化という観点を採用している訳ではない。フランス革命期の貧困対策が、自然権の擁護という背景を持っていたことについては、例えば、田中 2006、47-54を参照せよ。

る(Condorcet 1792a, 359-363)。人々は穀物不足の原因を穀物卸売商らによる買い占めに帰してきたが、市場取引が自由で恒常的ならば、それらの操作は難しくなるはずであり、穀物の取引の自由化は穀物不足の解消に欠かせない(ibid., 367)。同年末の議会は、穀物価格の公定に議会は反対であるが、買い占めによる退蔵穀物の強制流通などの流通規制策により穀物の流通を促し、賃金と食糧価格のバランスの確保を図ることで一致している(波多野 2011, 437-438)。穀物取引の自由の維持を求める彼の立場は市場原理に忠実な点で一貫している。

同年の別の著作で、もし所有権や勤労や商業が本当に自由ならば、財産の平等の有利さを享受しうるとした。富の自然的分配の法を研究している者(経済学者)は、望ましき平等とは、土地財産の範囲に制限を置き土地の分配を行なうことでは決してないということをよく理解している。望ましき平等とは、各家長が、自らの生存資料と生活費のために、労働でもって小さな資本を得ることができるといふ裁量権の平等に存する。すなわち、労働の主体として経済活動に参加できる平等な権利が与えられることでもって、平等な権利は取得しているのであり、所有権の保護を前提とするこのような平等の追求においてのみ、産業と農業の繁栄が得られる(Condorcet 1792b, 315-316)。財産というストックは各人の所有権の保持の問題であるがゆえに平等化は望ましいものではない。あくまで、各人の労働を通じた貧民の境遇の改善というフロー(所得)を通じた平等化が望ましい。

完全な平等は望ましくない。文明社会の分業は、資本をもつ者と、自分の腕でしか勤労を獲得できない者を必然的に産む。社会は自然と平等へと傾くのであるが、平等が有害となる手前で留まっている自然の傾向を尊重することが重要である(Condorcet 1792c, 468-470)。財産(ストック)の尊重を前提とする分業による不平等は社会の経済的繁栄にとって不可欠であり、完全な平等は経済社会の繁栄に反するが、フロー(所得)の取得による経済学的な平等化は可能であるというチュルゴ・スミスの路線をコンドルセは受け継いでいるのである。

#### IV コンドルセの社会保険プラン

ただ、コンドルセは、働くことができない人の問題を無視していた訳ではない。平等な機会を確保する前提の確保として彼は公教育を重視していたが、教育のみに平等化への契機を見ていた訳ではない。具体的には、働けない人のための年金・保険制度である<sup>4</sup>。

人口が多く、産業が十分に進歩した大きな領土の国においては、各技芸のみならず様々な技芸のそれぞれの部分が各個人の排他的な職業となるので、自己の土地の純生産や資本収入でもって市民のほぼすべてが食べて行ける自給自足的モデルは不可能である。しかしながら、老後の安定や不慮の事故を見据えると、人々の大多数が、終身の収入源を必要としている。この必要性は、家族や自分のために、自分の所得の一部を蓄える基金(貯蓄金庫)の必要性をもたらす(Condorcet 1790, 389)。

ところが、文明社会の豊かさをもたらす資本利潤は不均等にしか行き渡らない。「加えて理解した方が良いのは、スミスが証明したように、通常の労働者の日給の価値を何らかの形で超えている所得の全部分を包含する資本利潤は、非常に不平等に分割されているということである」(ibid., 389)。財産の相違は、子供にかかる教育などの費用の相違をもたらす。それは、

---

<sup>4</sup> なお、コンドルセの保険制度については、Stedman Jones, *op.cit.*に言及がある。なお、コンドルセの保険制度論の背景については、Baker 1975, 279-282を参照せよ。

子供の境遇や仕事の有利さや不利をつくりだす。

結婚制度により、社会における富の分配の不都合を訂正しないならば、多数の不具者、老人、子供を、貧困と困窮の状態にするであろうし、そこから社会腐敗が生まれる。社会腐敗は財産の不均衡から生じる。そのような不釣り合いを持っている人が、教育によりさらに大きな手段をもつことは危険である(ibid., 393)。次のことが必要である。

第1に、労働で生計を立てている人は、老後の生活のために蓄えを確保することが必要である。第2に、女性や子供のために、同胞扶助を平等に確保することである。第3に、家長の死によって、彼により養われていた妻子が収入を奪われた場合、その償いとなる終身の基金や収入を確保することである(ibid., 392-393)。

ある人が、各年ごとに、一定の金額を基金に預ける。この前払いの対価として、ある期間のあとに決められた金額を要求することができる。老齢年金のかわりに死亡時支払いに代えることもできる。それにより、自分の環境に応じて、多様な個人が自分の好むような多様な多数の組み合わせを確保できる (ibid., 393)。すなわち、コンドルセは、老後の無収入による貧困を防ぐための老齢年金と、それにプラスして、家長を失った妻子が貧困に陥ることを防ぐための遺族年金を加えた公的社会保険プランを構想する。この社会保険は誰が担うべきか。個人ごとや団体ごとに保険がなされるばあい、個人の権利の達成には制約が生じるので、国家によるべきである(ibid., 395-397)。

この公的保険プランの具体的設計には、数学的な確率計算の必要性が生じる。必要な支出は、死亡率、寿命などの確率計算に基づいて計算されるべきである (ibid., 397-398)<sup>5</sup>。

各地区ごとに貯蓄総額が公庫に送金される。その公庫では、そのお金をいったん5パーセント公債の償還に用い、その後貯蓄金庫に同じ利率で毎年支払われる (ibid., 399-400)。預かったお金を、当時その累積が問題化していた公債の償還に役立てるというのである。

高利率で国家が借金をしている状況は、投資の一時的な減少をまねく。その場合にも、公債が償還されるに応じて投資は増加する (ibid., 402)。高利子で公債を借りている状況が民間の投資の減少を招いているというのは、ある種のクラウディング・アウト理論であると言えよう。この主張は、公債への投資が生産的労働者を維持する資本から不生産的労働者を維持する資本への転嫁である (Smith 1776, V. iii. 47/訳 318-319 頁) として、公債の民間投資への悪影響を示唆するスミスの立場と重なるものがある (ただし、スミスのような生産的労働への影響の明瞭な指摘はコンドルセにはない)。

同時に、この制度は貧困で腐敗した階層なく豊かで活発で人口の多い国を確立するのに導く (ibid., 402)。労働不可能な人が貧困に陥ることを阻止するこのプランを通じて、貧困のない社会が築かれる。

## V 結語

コンドルセは、貧困のない平等な社会の実現を理想視する。フランス革命後、平等の達成のためには、市民主体としてふさわしいように、貧困者をなくすことが重要だった。ただ、コンドルセの貧困撲滅プランは、彼の経済学に支えられたものである。彼の基本的立場は市

---

<sup>5</sup> コンドルセにおける確率論 (蓋然性論) のような数学を社会科学分野に用いる構想については、例えば Baker 1975 あるいは森岡 2002, 第5章を参照せよ。

場原理に基づく経済活動の自由が失業等をなくすということ、市場メカニズムへの国家の不介入であった。革命後、食糧暴動・失業・物乞いが絶えない最中であって、コンドルセのこの経済認識はスミス流の市場観を曲解した楽観的なものとも言えるが、他方でこの経済認識が安易に変更しえないほどに彼の社会認識の根底に組み込まれていたことをも示している。ただ、労働できない者の存在を彼は無視してせずに公的保険の提供を提案する。コンドルセは、市場の外部に追いやられた存在や市場が機能せざる社会領域への着目において、労働の疎外についてスミスの発言に一部は依拠しつつも、スミスより広範だったのである。

#### 【参考文献】

- Baker, K. M. 1975. *Condorcet: From Natural Philosophy to Social Mathematics*. Chicago and London: The University of Chicago Press.
- Block, C. & Tuetey, A. 1911. *Procès-verbaux et rapports du Comité de mendicité de la Constituante 1790-1791*. Paris: Imprimerie Nationale.
- Condorcet, Marie Jean Antoine Nicolas de Caritat, Marquis de. 1788. *Essai sur la constitution et les fonctions des assemblées provinciales*, in *Oeuvres de Condorcet*. ed. by A. Condorcet O'Connor and M. F. Arago. Paris: Firmin Didot Frères, t. 8, 1847.
- 1790. *Sur les caisses d'accumulation*, in *Oeuvres de Condorcet*. t. 11
- 1792a. *Sur la liberté de la circulation des subsistances*, in *Oeuvres de Condorcet*. t. 10.
- 1792b. *Sur les troubles relatifs aux subsistances*, in *Oeuvres de Condorcet*. t. 12.
- 1792c. *Que toutes les classes de la société n'ont qu'un même intérêt*. t. 12.
- Forrest, Alan. 1981. *The French Revolution and the Poor*. Oxford: Basil Blackwell.
- Hont, Istvan. & Ignatieff, Michael. 1983. "Needs and justice in the *Wealth of Nations*: an introductory essay". in *Wealth and Virtue: The Shaping of Political Economy in the Scottish Enlightenment*. ed. by Istvan Hont and Michael Ignatieff. Cambridge: Cambridge U. P. 水田洋・杉山忠平監訳『富と徳—スコットランド啓蒙における経済学の形成』未来社. 1990.
- Imbert, Jean (ed.). 1990. *La Protection Sociale sous la Révolution Française*, Paris: Association pour l'étude de l'Histoire de la Sécurité Sociale.
- Smith, Adam. 1981(1776). *An inquiry into the nature and causes of the wealth of nations*. ed. by R. H. Campbell, A. S. Skinner, & W. B. Todd. Indianapolis: Liberty Fund. 水田洋監訳・杉山忠平訳『国富論 (四)』岩波文庫. 2001.
- Stedman Jones, Gareth. 2004. *An End to Poverty: a historical debate*, New York: Columbia U. P.
- 安藤隆穂. 1989. 『フランス啓蒙思想の展開』名古屋大学出版会.
- 2007. 『フランス自由主義の成立—公共圏の思想史』名古屋大学出版会.
- 河野健二. 1989. 『資料フランス革命』岩波書店.
- 田中拓道. 2006. 『貧困と共和国—社会的連帯の誕生—』人文書院.
- 波多野敏. 2011. 「フランス革命期の公的扶助制度の形成—国民公会期を中心に (一)」『岡山大学法学雑誌』60(3): 433-475.
- 林信明. 1999. 『フランス社会事業史研究』ミネルヴァ書房.
- 森岡邦泰. 2002. 『深層のフランス啓蒙：ケネー ディドロ ドルバック ラ・メトリ コンドルセ』晃洋書房.